

総情域第 87 号  
令和 2 年 11 月 13 日

各都道府県知事 殿

総務省情報流通行政局長

小規模施設特定有線一般放送にかかる手続の押印について（通知）

平素より放送行政に関してご協力いただき感謝申し上げます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」とされたところです。

また、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）においても、「各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。」こととされております。

これを踏まえ、放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）において定めている、各申請等の様式では、押印欄等を設けているところではありますが、検討の結果、押印等を求める意味合いが大きいとはいえないことから、押印等を廃止するための所要の改正を行います（令和 2 年 12 月 1 日施行予定）。

つきましては、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 133 条第 1 項に規定する小規模施設特定有線一般放送に係る法に基づく届出の手続における考え方を下記のとおり通知いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

小規模施設特定有線一般放送に係る法に基づく届出の手続において、押印又は署名を不要としていただくよう、取り計らい願います。

以上

（担当）総務省情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室 大森、石川 TEL 03-5253-5809
---